

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/mynumber/mynumber-dokuzi.html

執行機関名 千葉県知事

私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)又は高等学校等専攻科(高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)の専攻科をいう。以下同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対して支給する奨学のための給付金(以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)又は高等学校等専攻科(高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)の専攻科をいう。以下同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対して支給する奨学のための給付金(以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第三条	千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱 第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>全ての意志ある私立高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。)第2条に規定する高等学校等及び高等学校等専攻科(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。)のうち、特別支援学校の高等部及び専攻科を除いた学校等から国公立の高等学校等を除いた学校等(私立高等学校等))の生徒等(以下「高校生等」という。)が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の修学を支援するため、千葉県私立高等学校等奨学のための給付金を支給する事業を実施する。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱</p>